

川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 川崎市屋外広告物条例施行規則に基づき、車体への掲出を希望する広告のデザインの適否を審査するため、川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、車体掲出を希望する広告のデザインに対し、次の事項について意見聴取するものとする。

(1) 川崎市車体利用広告ガイドライン及び川崎市交通局車体利用広告デザイン自主審査基準への適応性

(2) その他関連事項

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

(1) 学識経験者

(2) 市職員

2 委員のうち市職員は、別表に掲げる職にある者をもってあてる。

(学識経験者)

第4条 学識経験者は相当高度の識見と専門的な知識経験を有する者に依頼する。

2 学識経験者の任期は原則1年とするが、更新をさまたげない。

(委員会)

第5条 事務局は、必要があると認めるときは、委員を招集し、委員会を開催する。

2 委員会では、必要に応じて委員会の構成員以外の者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の事務局は、自動車部管理課において庶務を担当する。

附 則

この要綱は、平成15年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

交通局自動車部長
自動車部管理課長
自動車部運輸課長
自動車部運輸課担当課長
企画管理部経理課長
まちづくり局計画部
景観・地区まちづくり担当課長